

## 社会政策家としてのBismarck

島村, 保

<https://doi.org/10.15017/2344454>

---

出版情報 : 史淵. 3, pp.149-164, 1931-12-28. 九州帝国大学法文学部  
バージョン :  
権利関係 :

# 社會政策家としての Bismarck

島 村 保

近世獨逸に於て、Sozialpolitischな著述家が、大工業の發展と共に歩み出た。確定的の名を求められるならば、吾々は、J. Huber, F. A. Lange, 及び Hobbesiusを擧げねばならない。勿論體系的に組織づけられた彼等の論據は異つてゐるにしても、一樣にその議論の特質が、理論的である。然し、之れが大衆の頭腦を把握して社會運動にある種の導きを與へたとのみは考へられない。その運動は寧ろ、獨逸が自由競争に足を入れて、固有の産業の發展に伴ひ、賃労働に従事する非獨立的な人々の數が幾百萬となく數へられるに至つて、特別な人々の階級と層とが出現し、それがある程度まで、結晶して、反動的氣運が國民の科學的及び實踐的經濟の發展の上に、異常なる方向轉換を齎した時、英國から Marx と Engels とに依つて、送り戻された一八四八年の Communisto Maniasto が、その階級層の陣列に、最初の政治的拍車を與へた瞬間から擡頭した。之の問題に關する實證は、かの Lassalle によつて喚び起された運動が、社會的の性質よりも一層政治的の性質を帯びて居るのを見ても點頭されるであらう。慥に、<sup>(1)</sup>十九世期の後半こそは、獨逸國にとりては多事多端な時代であつた。Bismarck が、獨逸國發展のために、その勢力と精神とを全く打ち込んで、普國政策の先頭に立つて政治生活に歩み出るや既に

帝國の絶壁に打ち寄せてゐた自由主義及び民主主義に對して應戰して、未だ半年も経たない内に、彼はまた新しい敵を左方にうけねばならなかつた。

一八六三年此の方政治的の獨逸労働運動を導いた Tussalle の Das offene Antwortschreiben に、その端を  
目附けられた。<sup>(27)</sup>

此の時こそ、彼 Bismarck は王に近待して御奉公せざる可からざることを心に銘したのである。同時に又、その足枷から解放されて、國家的秩序の鞏固な堤防を打ち破らんと脅威する自由主義的の潮流に對抗して、それを防衛せねばならない義務を感じて、これまで、反動的な貴公子であり、且つ聯邦議會の闘士であつた彼も亦、北獨逸聯邦の基礎づけに當つては、民主的の選舉制度を導き出して、その政治生活に踏み出るには、國王の力と結びつかねばならないことを知るに至つたのである。彼は最後まで、*Royalist und stehere Diener des Kaisers* であり且つ王の權化なる國家の力と云ふことを目標と定めて、戦ひ多き政治生活に於ての戰術としては、獨逸國民の思想を充分腦裡に把握して、絶えず國民の精神中に住ひつゞけて、政治的活動の重點の何物なるかを知らんと努めて居る。

彼は一八七九年七月九日帝國議會に於て、

「余は余の經歷の當初から一の指南車をもつた。其の指示によりて其道を通過し、獨逸を統一して、以て其統一を愈々強固にするために努力を續けてやまない」と述べ又一八八一年二月二四日の帝國議會に於ては、

「余にとりては、唯一の羅針盤即ち北極星がある。それを目標として楫をとる。これこそ *Salus publica* であ

る」と云つてゐる。これを見るに、「指南車」は獨逸皇帝であり、「目標」は即ち國民の福祉である。

然らば何が獨逸國民にとりて必要缺く可からざるものであり、合目的々であり、正當であるか？

彼の「第一次的の考へは國民の上にある。其地位、其獨立及び余の生存し得る社會機構を思ふ」<sup>(±)</sup>こと急にして政

黨派の離合の如きは第二次的のものとしてゐるのである。

斯くして、國家の基礎確立てふ偉大な仕事を背負つて遠心的の力を反撥せしむるために自らを驅つたのである。

この考へこそ彼の經濟政策及び社會政策の根柢を築いたものであつて、力強き邁進の結果始源的な普遍的な諸々の仕事を國民福祉の野に收獲したのである。

(一) E. Peitz—Sozialpolitische Bewegung in Deutschland von 1863 bis 1890, S. 5—6.

(二) Max Lenz und Erich Marcks—Das Bismarck = Jahr, S. 214.

(三) Philipp Stein;—Fürst Bismarcks Reden, VI. S. 298.

(四) a. a. o. VIII. S. 91.

吾々は、Bismarck の個人格、社會觀及び一般的の政治意識中に其社會的、經濟的諸政策の根本を見出し、更に其上層的の目的を求めんとするならば、それは獨逸國民生活の幸福、獨逸國の力及び帝國の統一と偉大と云ふことに及ばねばならぬ。

何則、彼の經濟的社會的の確信及理想は、主として獨逸國家の本質と目的とに關する根本的の見解に絶えず活氣づけてゐるからである。

彼をして謂ふ所の『有機的國家説の強固なる支持者』としては、吾々は、彼をして智的な政見を有する黨領として信頼する程度に止めたい。のみならず、彼は國民經濟的の諸智識に對しても自動教育者であつた。隨つて宰相就任以來達着した國民經濟的の諸科學に向つて、實踐的な俗人 (Praktische Idee) として進路を開拓したと言つてよ。(1)

實際彼は、國家を一の有機體と見て、それが「一の生きたる肉體」ならば、病的現象が現はれ得べきであつて「法は醫藥に等し」と云ふてゐる。故に彼は有機的な國家に於ける政治活動は外的には法の保護、内的には法的秩序維持と云ふことで制限されてゐると云ふ法理學の見解を持つてゐたと云ふことが出来る。又彼の社會政策的の思想は一次的には、國家安寧の目的と云ふことであつて、二次的には、國民の文化と福祉に對する法的保護と云ふことを國家の目的とすると云ふ福祉説の精神中に動いたのである。だから一八八一年の社會保險法案殊に傷害保險法案の論據中には、近代的の國家觀念に従つて、「保護」と云ふ目的を組入れ、且つ「合目的々の制度に依り又文字的には弱者の救濟を必要とし、積極的に國民の福祉を齎すべきものなること」を自らの責務とした。(3) 此の觀念の内に、彼の社會政策的の根據を見出し得るのであるが、それには基督教的の世界觀が大動脈として流れてゐたと云ふことを看過することは出来ない。彼が自由主義に對して、比較的寛大な許容的態度に出たのも亦、基督教的國家思想の土臺の上に存したのである。換言すれば、彼の社會政策が商業政策の土臺の上に打ち立てられたと云ふよりも、基督敎思想を奉じてゐたといふ可きであらうと思ふ。故に彼は經濟的弱者に對する配慮を、基督敎から端を發した「國家の義務」と云ふこととし、實踐的には博愛の圈内に存する基督教的倫理の活動として、

或は一八八一年の十月七日の王の勅言に於ける如くに、「基督教的國民生活の倫理的基礎の上に立つ國家の最高の任務」として其進路を定めたのである。<sup>(4)</sup>だから彼は、「之の配慮に對して、正當なる手段と進路とを探索することは至難な業である』<sup>(5)</sup>としてゐるけれども、「大部分が基督教徒によりてなる國家には、その宗教的の原理が相當の範圍<sup>(6)</sup>で透徹な<sup>(7)</sup>べきものである』<sup>(8)</sup>としてゐる。

(一) Ernst Hankel: — Fürst Bismarck und die Arbeiterversicherung. S. 5.

(二) Philip Stein: — Fürst Bismarcks Reden. V. S. 197.

(三) Ernst Hankel: — F. Bismarck und die Arbeiterversicherung. S. 6.

(四) A. Ashley: — Social Policy of Bismarck. PP. 50—51.

(五) Max Lenz und Erich Marcks: — Das Bismarck = Jahr. S. 222.

(六) Eimer Kobber s — Monarchialisocialism in Germany. P. 118.

然らば何が根本的の立證に基く Bismarck 的社會政策の本質であるか？

余は彼をして保守的の社會主義型の偉大なる社會政策家であると云ひたい。又或關係の下に於ては、鐵の手及び血の洗禮を以て國民を幸福に導いた封建的諸侯の典型を示したのである。然もその典型たるや彼自身の創造であり且つ彼の個性の然らしめたものである。故に余の茲に云ふ保守的社會主義とは、中世の Romantic 概念と感情との間に根生えて一の力強き社會的特徴を内在せしめて、遂に近代的個人主義的傾向の間に一つの役目を克ち得んとする社會政策的思想及び其必然性の先驅となるものである。

彼の社會政策的思想の一部分は、*Robertus* に授けられたものであつて、彼自らも「文字に依りて接近」することを得たと云つてゐる。<sup>(2)</sup>

斯くして築き上げられたる彼の社會的保守主義の發展過程は、先づ國家に内部的の休息を與へ社會的平和を齎らし、次に國家の基礎を鞏固にして、力強く外に向つて立つと云ふことである。故に、吾人は *Bismarck* が、社會政策的思想の旗幟を經續的な國家活動の前面に打ち立てつゝ、獨逸國の向上發展の行方を指示して絶えず進んだと云ふことうる。

彼は一八四八年の二月革命を、過激な自由主義的な「魔女の遊戯」と見て、常に憎惡したと *Schneller* は云つてゐる。<sup>(3)</sup> 之の經驗から、彼は、自由主義、大資本、及び無制限的な自由競争に對して、社會政策的精神の遠心的反撥を起し、國家的の抑制が經濟的の方面に於て必然的なものと思推して、漸増的な資本の力から労働者達を保護するために強制的な組合の組織を要望した。彼は労働者の *Unsicherheit der Existenz* は國家に對する危険の本質的なものなることを既に看破してゐたのである。<sup>(4)</sup>

彼は宰相就任當時は、社會政策的の見解を確立しては居なかつたけれども、對外政策に心を碎ける暇に、社會問題に對する關心を持つてゐた事は事實である。随つて立憲鬭争、獨逸問題及び、丁抹戰爭も、彼の社會政策的改良に關する興味を排除することは出来なかつた。彼は諸所に於て産業組合に就て見聞を廣めた。一八六三年に至つて、彼は内務大臣に宛てた書面中に労働者救濟施設の必要を述べて居るが、<sup>(5)</sup> 之れは恐らく、彼が英國に於て觀察した生産組合に關する興味及び個人的には *Tussalle* との接觸によりて、生産組合の理論に惹かれて、遂に

は *Lass alle* の生産組合設立の運動を或程度まで擁護したのを見ても知ることが出来るのである。(6) 又今年四月十二日に、彼は商務大臣 *Leopnitz* に書を送つて、政府は手工業者及労働者に就て眞面目に且つ深甚なる思慮をばらねばならない旨を述べてゐる。(7)

翌年 *Silesia* 州の *Waldenburg* 地方の織工が其代表者をして、彼等の窮状を訴へて救援を求めて來た際、*Bismarck* は王の謁見を許して、彼等のために御手許金一萬二千 *Taler* を、その生産組合の基本金に據出するやうにし、労働者の窮状視察の委員會設置に努力し、且つ織匠組合繁榮のために盡したのである。

而して彼は云つてゐる。『普國の王は決して、帝國の王ではなかつた。*Friedrich der Grosse* が未だ王子であつた時代に宣給ふた所の、*Quand je serai roi, je serai un vrai roi des gueux.* とは、思ふに大王が正義をもつて之の教訓を齎らされたのである。吾現主も亦、最も貧弱なる市民階級を保護せんがために老齡にも不拘崇高なる御心に活氣を付けられにゐるのである』とは、所詮、困窮者は成文法が自然的の人權とは矛盾する状態にあるので、其避難所を王に見出す可きであると云ふことを述べたのであらう。然して之の言葉が、彼の積極的の社會政策に就いての最初の公的の證言であつた。故に彼は生産組合に物質的の國家的補助を與へることの必要を再三述べたのである。(8)

茲に於て、吾々は彼の國家社會主義的思想の本體に立入らねばならない。

(1) *W. H. Dawson;—Bismarck and State Socialism. P. 18.*

(11) *Philip Stein;—Fürst Bismarcks Reden. VII. S. 78.*

- (三) E. Hunkel; — Fürst Bismarck und die Arbeiterversicherung, S. 11.
- (四) a. a. o. S. 11.
- (五) a. a. o. S. 12—13.
- (六) Johannes Ziekursck; — Das Zeitalter Bismarcks, S. 324—326.
- (七) E. Hunkel; — F. Bismarck und die Arbeiterversicherung, S. 14.
- (八) W. H. Darsson; — Bismarck and State Socialism, P. 30.
- (九) Max Lenz und Erich Marehs; — Das Bismarck-Jahr, S. 216.

一八七八年九月十七日の帝國議會に於て、F. Hunkel は、生産組合に就て力説し、つひに Schultze Delitzsch の自助組合に反對し、國家補助と自助との對立は、保守的黨派と——即ち獨逸に忠誠なる彼と——急進黨の對立となつて現れ惹いては社會民主黨の抑壓となつたのである。

彼は、Schultze Delitzsch に依つて基礎づけられた組合理論は、實際的でなく政府の許可ある場合にのみ可能性を有するに過ぎずとした。のみならず彼は獨逸帝國のために、社會主義的運動に干渉すると云ふことは、社會主義的教理に打ち克たんとすると云ふのではなくて、寧ろ社會主義的運動の邪道なことを指摘して、正道に引き入れる可き義務ありと思考したのである。<sup>(1)</sup> 實際、當時社會主義的思想が一般市民の間に浸透して來たので、その危険を看過することは出来ないと思つたのである。

彼が一八六七年北獨逸聯邦の成立當時は、外交問題に多忙を極めて、心身共に疲れ、經濟的、社會的諸立法に力を致す餘裕がなかつたのである。だが彼の國家社會主義的政策の準備期であつたので、勞働問題を考慮して

先づ「結社法及移住權」を認めてゐる。内部的に、斯る立法的の企圖は、北獨逸聯邦及び帝國樹立に際して、一般平等直接選舉への捷徑であつて、社會政策的には、その意義が少いのであるけれども、Schmollerの如きは「一八六七年の Bismarck の創始にかゝる所の大資本家にも労働者にも利益となる如き方法は國家力及び國家機構を以前よりも、より良くせるものである」と云うてゐる。<sup>(2)</sup>

次で、一八七一年の春 Bismarck は、歐州の各王室に、國際的の社會思想に對して、各々足並を揃えてゐることを鼓舞し、今年の九月には Gastein に Beust 伯に遭遇した機會に、互に意見の交換をなし、その結果を *Itzehoe* に書き送つてゐる。即ち「生産交換及び價格關係に就ての管理權を把握せんとする労働者階級の希望は、立法及び行政に依つて、それが國家に利益を齎すものなる限り達成許容さる可きである。又國家に危険を來す如き煽動が健全なる一般國民生活を妨げることなきに至るまでは、禁止法及刑法に依つて抑制さる可きである」と云ふのである。<sup>(3)</sup>茲に於て、吾々は Bismarck の社會政策的綱領の一斑を知ることを得るのである。

要するに、Beust 伯は社會政策の方向を彼に差し示して、ある決意を惹起せしめたのである。これより彼は、商工大臣をして豫備的商議をなさしめんとために、資本家、地主、労働者、工場主、記者、社會科學者、基督教信者、官吏の社會改良論者、代議士、産業家及び大學教授等を集めて、一八七一年十一月に Berlin に於て第一回の會合をしてゐる。その翌年、個人主義的經濟政策に反旗を翻へし、徹底的な社會改良を高唱した多數の學者、即ち謂ふ所の *Kathedersozialist* は Eisenach に社會政策學會を開いて、労働階級に對する國家の義務觀念の變改を促し、且つ獨逸の社會立法に對して決定的の影響を興へたのである。<sup>(4)</sup>更にその翌年農業の經濟會議に於て

Köni gsmarck 伯の述べた農業労働問題に興味を感ずること大であつた。

今や約十五年間外交問題及びその政策に浮身を侑した彼は、更に經濟的社會政策的諸問題の智識を吸収せんとして常に注意を怠ることなく決心的の時期に入つたのである。

かくて、彼の經濟的及社會的觀念の具現化こそ國家の内部的の發展であるとしたが、『農村の危機、耕地の荒廢、産業労働者の生活状態の退嬰及び一般職業に不景氣が迫つたから』彼は愈々心を煩はさざるを得なかつたのである。<sup>(5)</sup>

(1) M. Lenz und Erich Marcks;—Das Bismarck=Jahr. S. 258.

(1) E. Hunkel;—Erst Bismarck und die Arbeiterversicherung. SS. 19—20.

(11) E. Hunkel;—a. a. o. S. 20. Brief. v. 21. Oktober 1871.

(12) Ludwigs Weyde;—Abriss der Sozialpolitik. 8. 25.

(13) Philipstein F. Bismarcks Reden. VII. S. 228.

一八七一年五月二十五日、社會民主黨の代議士なる Bedel は巴里 Commune を辯護する機會を捉へて、帝國議會に於て、「全歐洲の Proletariat, は今や希望に輝く眼を以て巴里を見守つてゐる。あの巴里の戦は哨兵の小競合に過ぎない。佛蘭西の Proletariat の、『王宮を破壊せよ、茅屋に平和あれ、貧困と怠惰を斃せ』の叫びが全歐洲の関の聲となる日も遠い將來のことではない、その時こそ、Proletariat が共和政體の下に於てのみ實現せられる自治の利權を獲得するの秋が来るであらう」と述べ、<sup>(1)</sup>且つ「佛蘭西の巴里 Commune が政治的

諸制度の準備であると云ひ、彼自らを公然と國民の前に於て殺人者、殺人放火者の福音なり」と知らしめた瞬間から、宰相はその危険を感じて、之の「賊群」に對して急速に國家的立法を以て應戦せねばならないと思ひ惱んで居る矢先である一八七八年 Haldel と Nobiling とが、五月と六月とに皇帝暗殺未遂事件を惹き起したのは  
(3)

一八七八年と云へば獨逸に於ける自由主義の決裂の年である。同時にその内政に一の頓挫を來した年でもある。斯る間、社會政策家としての彼は、國家社會主義的社會綱領の完成へ向つて奮進をこころみ、一面に抑壓的役目を演じ、他面には積極的な保護的方法をもつて進まんとしたのである。彼は普國に於て「彼と共に住めるこの賊群に對して、國家的立法の必要を切に感じた。この國家的の立法こそ有名な Sozialistengesetz である。吾々は之の Sozialistengesetz に就て、茲に批判の必要はないけれども、次の事は注意す可きであらうと思ふ。即ち該立法が、絶えず社會民主的の運動抑壓と云ふことゝ、社會狀態を改善するための義務と云ふことゝ、遂には「社會主義鎮壓法の修正」と云ふことが望まじきものなりと云ふ複雑極まる義務を負はされた」と云ふことである。  
(4)

何んとなれば、一方に於て多くの同盟せる階級の自衛を妨げ、他方に於て不滿を抱けるものをそのまゝにして置くこと云ふことは不正なことだからである。又事實、社會民主黨からも、労働者の運命改善に就て、事の好意的な穿鑿をさけることが出来なくて「自助的人々を救済するために國家が援助することを拒むものではない」と云ふに至つた。  
(5)

この社會主義鎮壓法は「漸次的治療への土臺を備へる」<sup>(6)</sup>ものであらうけれども、その豫期した結果が齎らされなかつたと云ふのは、法の發布以後、積極的な改善に對して躊躇したからである。思ふに、一八七〇年代から、彼は經濟政策の方面に非常な決心を以て進み、商業貿易及び財政政策の如き大問題について煩瑣を極めて、社會改良的政策の野に充分なる力と時とを有つことが出来なかつたのである。随つて、彼は一八八〇年代に至つて、廣義な經濟政策に大なる負擔を負はされたので、經濟的社會的の改革を企圖したのである。先づ關稅政策の變改次に確固たる國家的基礎の上に立つ勞働者の地位を改善し、職業の安全を期するために忙殺されたのである。茲に於て、王の勅言なる *Begründung* は、勞働者の状態は三つの方面に向つて改善せる可きことを述べた。即ち、第一に勞働者が勞働の機會を得ることは出来ても勞賃の低下を來して來たから、祖國の勞働保護に關して競争者の處理に當らねばならない時に遭遇したのである。換言すれば、内國勞働に對して、保護税を齎さんとし、その處置に従つて勞賃の本質的の改善を完成し且失業の減少に力を致すのである。

第二に、政府の精神中に存在する腹案は祖稅關係の改善である。

最後に、勞働者の直接の保護と云ふことである。<sup>(6)</sup>

彼は、すでに、一八七八年十月九日、帝國議會に於て、勞働者の状態を改善するために努力せんことを宣告し又「勞働者をして産業利益に均霑せしめ、且勞働時間を短縮することに依つて勞働者の状態を改善することに目的を置く一つの聯盟を欲し」勞働者階級の社會的向上に對する一の手段として組合自由を認めたのであるけれども、後に至つて國民經濟社會の不正なる一現象なる同盟罷工の如きものが發生して、組合自由の誤用が起り、社會

的に危険を起すことある可しとの見地から組合自由に對する制限の必要を認めたのである。即ち彼は、社會民主的職工同盟及び急進的職工聯盟は政治的に望ましからざるものとしたのである。

然し他面、所有なき階級に對して、積極的な國家干渉に依つて、一の政策を引き出さんとした。而して彼の決定的なる態度は、一八八一年二月十五日の帝國議會に於ける皇帝の御勅言なる Begründung を羅針盤として、進路を定めたのである。「勞働者達がその生計を維持することが非常に困難であると云ふことは、重大なる問題である。」から社會保險に關して皇帝の帝國議會に望まるゝ所の議案は、「勞働者に有利なると同時に雇主にも必要なりと思はるゝものでなければならぬ。そして、それが「社會民主主義的運動を防壓するに充分なる立法として議會に於て歓迎せらるゝことを希望してやまず」と宣給したのである。これ即ち、國家社會主義の精神を含み且つ社會及國家の基督教的精神であつて、然も社會主義に對抗する積極的の方策でもあつたので、同年三月 Bismarck は、國家は國民中最も多數を占め、同時に最も教養少き貧困なる階級にとつては、必要缺ぐ可からざるものであり、且つ又思慮的の仁慈的の組織であらねばならぬ」から國家をして、眞に社會の有福ならざる階級の保護と云ふことに於て、<sup>(10)</sup> 利益的な機關たらしめねばならぬと思推したのも當然であらう。

(11) ベーベル自叙傳、波多野學士譯本、二一九頁。

(12) Philip Stein; — a. a. o. VII. S. 98.

(13) Hans Blum; — Das Deutsche Reich zur Zeit Bismarcks. S. 268—274.

(14) Ferdinand Tönnies; — Der Kampf um das Sozialstengetz 1818. SS. 54—65.

- (五) Philip Stein; — a. a. o. VI. S. 101.
- (六) a. a. o. S. 76. *Trourede V. 9. September 1878.*
- (七) a. a. o. SS. 172—176.
- (八) a. a. o. S. 99
- (九) Dawson; Bismarck and State Socialism. P. 110.
- (一〇) Klein-Hattingen; — Bismarck und Seine Welt. I. S. 477.

斯くして、彼の社會政策的の考慮は、漸次光明を増して來て、一定の方向へ即ち勞働者保護政策の軌道へ打ち進んだ。しかも彼の方針は常に「勞働者に金の卵を生み與へる雌鳥を死せしむることなくして」<sup>(1)</sup>「産業に負擔を課せしむることを得る程度までつき進まんとしたのである。此の論據よりして、彼は婦人及び少年勞働者の制限に努力し、正常的なる勞働時間及び日曜勞働問題に及んだ。<sup>(2)</sup>彼はこれ等の目的貫徹の爲めには、産業家方面よりの反對を考慮に置いてゐた。然し彼は、斯る方面に於て餘りに官領主義だと云ふ批難をうけた様であるけれども、彼自身は徹頭徹尾官領主義を押し通したのではなくて、寧ろ實際生活の必要と可能とから生れ出したものと思つてゐたと考へる方が妥當であらう。

故に余は、彼をして保守的の社會政策家であるとし、同時に所謂講壇社會主義者流の勞働保護者なりと思考してよいと思ふ。之の點を看過しては、勞働者保護と云ふことに就ての、彼の立場を正當に評價することは困難である。

實際、彼は卓越せる且つ始原的の社會的政策的効績を勞働者保護の上に齎した。

既に、一八四九年、彼は先づ社會問題にふれて「賃銀勞働者の生活の不安」を強く叫び出して以來「勞働者の本然的の苦情の因」に就て、彼等の生活の不安を述べ「常に彼等が勞働力を有すると云ふことは確かでない、又彼等が常に健康であると云ふこと及び年老ひて勞働不能になると云ふことも測り知れないのである」から彼は「勞働者に勞働權を與へよ、彼等の健康なる間に勞働を與へよ、疾病の場合の世話、老廢の時に扶養を與へよ」と望み且つ、それについて、「公共的なる設備を企畫せんとするのである。何則、それは國家の義務なればなり」と云ふのである。<sup>(3)</sup>

要之、勞働者の生存不安との鬭争、それは社會的には失業の姿で現れ、個人的には、勞働不能にとつて現はれる。Bismarck は勞働權なるものを、勞働者が勞働可能である間は、無條件で認め且つ保證せんとして、その意義を實踐的に認めて、理論的に究明せんとしたのではない。故に彼は、巴里の二月革命當時の國民工場の設立を以てせんとしたのではなくして、一般的な危急な場合の國民的の必要から合目的の政策に出んとしたのである。一八八四年五月にその實證を示した如く、彼は公立の職業紹介機關の設立に努力し失業保險の確立には近づかん<sup>(4)</sup>とせずして、彼自身の力に依つて、個人個人の生存上の不安の緩和及び *Aufheben* の爲めに、大規模な、災害疾病、老衰の場合の勞働者保險を打ち立て、社會保險史上では、正に彼の政策及び努力が今も尙、凱旋行をなしつつあるのを見るのである。

(1) Philip Stein, a. a. o. VII, S. 310.

- (ii) Dawson;—Bismarck and State Socialism. pp. 95—108.
- (iii) Finer Reports;—Monarchial Socialism in Germany. pp. 9—11.